

随意契約一覧表

	契約日	件名	契約金額（税込） （単位：円）	担当所属名	契約の相手方の名称	根拠法令
001	令和2年02月26日	令和2年2月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託	9,631,810	市会事務局総務課	(株) 京都放送	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
002	令和2年03月27日	本庁舎議場システム構築・運用保守業務	24,200,000	市会事務局総務課	(株) アセント	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
令和2年2月市会のテレビ中継放送番組の制作及び放送の委託
- 2 担当所属名
市会事務局総務課
- 3 契約締結日
令和2年2月26日
- 4 履行期間
契約日から令和2年2月28日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
京都市上京区烏丸通一条下る龍前町600番地の1
株式会社京都放送
- 6 契約金額（税込み）
9,631,810円
- 7 契約内容
(1) 令和2年2月市会における各会派代表質問のテレビ中継放送番組を制作すること。
(2) 上記のテレビ中継放送番組を、株式会社京都放送のテレビジョン電波により放送すること。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）
本業務は、市会の代表質疑の中継に加えて、市民に分かりやすく伝えるため、市政ニュース映像や京都に関するあらゆる映像を使用して解説等を付すものであり、番組を制作するに当たっては、これらの映像を豊富に有する必要がある。また、当番組を市民が広く視聴できるように、視聴枠を確保でき、地域に根差した情報提供を行うことができる地元に着した放送局で放映する必要がある。
これらの条件を満たすのは、市政に関する情報に精通するとともに、これらに関する映像を豊富に所有しており、また、京都市内を中心とする情報を放送し、放送枠を確保できる京都府内唯一の独立放送局である株式会社京都放送のみであるため。
- 9 根拠法令
 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 10 契約の相手方の選定理由
上記8のとおり
- 11 その他

随意契約締結結果報告書

- 1 件名
本庁舎議場システム構築・運用保守業務
- 2 担当所属名
市会事務局総務課
- 3 契約締結日
令和2年3月27日
- 4 履行期間
契約日から令和4年3月31日まで
- 5 契約の相手方の住所及び商号等
東京都港区芝浦4-16-23
株式会社アセント
- 6 契約金額（税込み）
24,200,000円
- 7 契約内容
 - (1) 本庁舎議場の音響，映像設備等議場システムの設計及び構築を行うこと。
 - (2) 議場システムに係るネットワークの設計及び構築を行うこと。
 - (3) 議場システムの構築に当たり必要となるすべての機器，ソフトウェア等を調達するとともに，調達した機器の搬入，設置，セットアップ，ソフトウェア等のインストール，動作確認等を行うこと。
 - (4) 議場及び議会棟において，議場システムの構築に必要な配線・電気工事を行うこと。
 - (5) 議場システムの構築に必要な工事について，本庁舎議場の改修工事を担当する本市部署及び業者と調整を行うこと。
 - (6) システム構築後の運用保守業務を行うこと。
- 8 随意契約の理由（変更契約の場合は変更理由）

システムの構築及び運用保守については，契約の相手方の能力，技術，経験及び実績に基づくノウハウ等により履行内容に差異が現れるものであり，仕様書等で具体的に契約の内容を規定することが困難である。また，仮に価格競争だけで事業者を選定した場合，本市会が求める能力及び技術のレベルを満たさない者が落札する可能性がある。

これらのことから，単に価格により契約の相手方を定める競争入札に付することに適さないため，他の自治体における実績，業務実施体制，機器選定，運用保守サポートの内容等，価格以外の要素を含めた総合評価により事業者を選定する必要があることから，受託候補者に提案を求めるプロポーザル方式で，地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により，随意契約を行う。

9 根拠法令

- 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第 号
- 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

10 契約の相手方の選定理由

上記8のとおり

11 その他